

○国土交通省告示第四百八十三号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第二条第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者及び同法第十二条の三第三項第一号（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者を次のように定める。

平成二十八年三月九日

国土交通大臣 石井 啓一

建築基準法第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者等を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、次のとおりとする。

一 建築基準適合判定資格者

一 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）による改正前の建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「旧施行規則」という。）第四条の二十第一項第二号の登録を受けた講習を修了した者

第二 法第十二条第二項の点検について法第十二条の二第一項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の建築物の維持保全に関する二年以上の実務の経験を有する者とする。

第三 法第十二条の三第三項第一号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、次のとおりとする。

一 建築基準適合判定資格者

二 旧施行規則第四条の二十第二項第二号又は同条第三項第二号の登録を受けた講習を修了した者
三 一般財団法人日本建築防災協会が行う防火設備検査員に関する講習の課程を修了した者（平成二十八年二月九日までに実施された修了考查に合格した者に限る。）

第四 法第十二条第四項の点検について法第十二条の三第三項第一号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者は、国等の建築物の昇降機、昇降機以外の建築設備又は防火設備の維持保全に関する二以上の実務の経験を有する者とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。